

## 保安林における制限

保安林における制限	
立木の伐採 (森林法第 34 条第 1 項)	保安林内で立木を伐採しようとする場合は、あらかじめ県知事又は市長の許可を受けなければなりません。 この場合「指定施業要件」で定められている制限の範囲内で、伐採の面積や、材積が許可されます。
土地の形質変更 (森林法第 34 条第 2 項)	保安林内で、下記のような行為をする場合には、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。 ・立木の伐採、・立木の損傷、・家畜の放牧、 ・下草、落葉、落枝の採取、・土石、樹根の採掘 ・開墾、その他土地の形質変更
植栽の義務 (森林法第 34 条の 4)	立木を伐採した後、木を植えなければ森林に戻らない場合には、伐採した跡地に苗木を植えなければなりません。 どの樹木を何本植えるかは、「指定施業要件」で決められています

※内容により提出先や様式が異なりますので、ご相談ください。